

せいかつほご 生活保護のあらまし

そうだん
かた
—相談にこられた方へ—



この「あらまし」は、生活保護の制度について説明したものです。
もし分からぬことがありますればお気軽にお問い合わせください。

たかしましふくしじむしょ
高島市福祉事務所

れいわ ねん がつ にちこうしん
令和5年12月1日更新

●生活保護とは

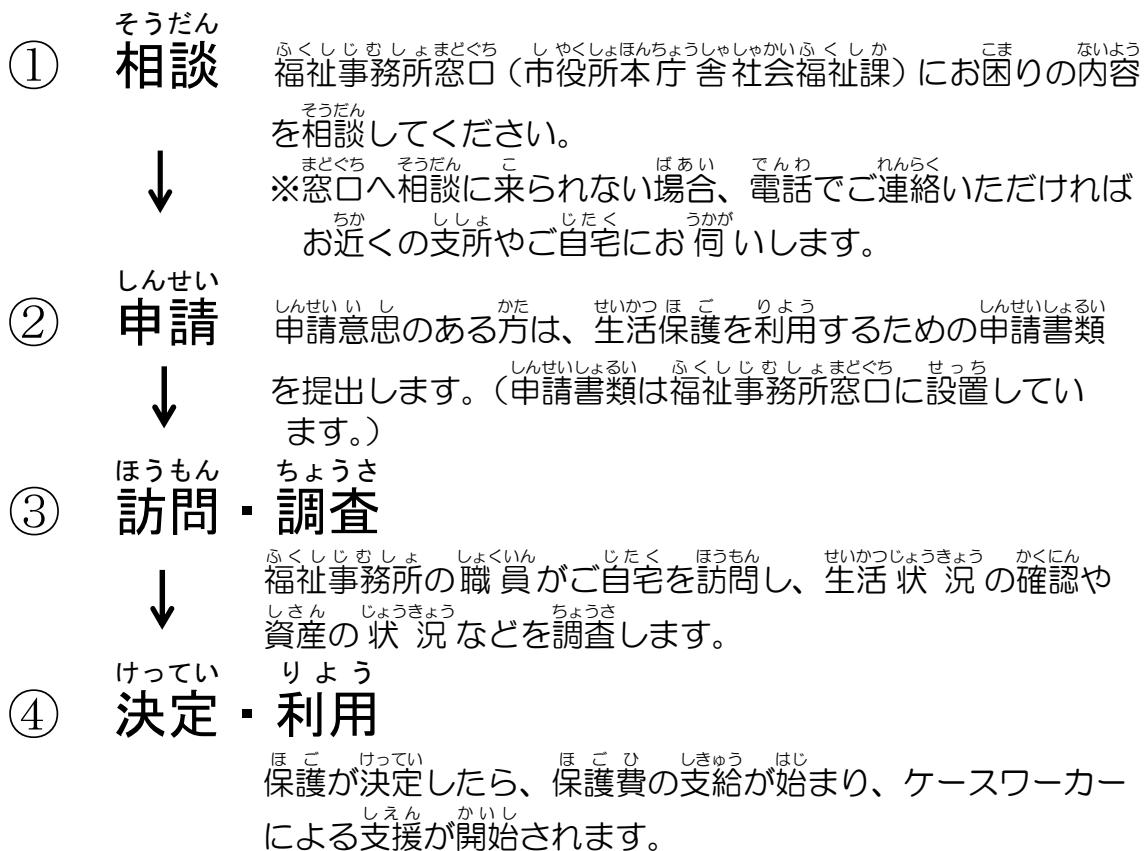
日本国憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の理念を具体化した生活保護法に基づくもので、「生存権」を保証する国の制度です。

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに対し、困難状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。



●相談から保護開始までの流れ

生活保護を利用するためには次の手続が必要となります。



次に上記の①～④について詳しく説明します。

① そうだん 相談



生活に困っていて、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所へお気軽にご相談ください。相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認します。プライベートな部分もあるので、お話しは可能な範囲で構いません。個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。また、来所だけでなく、電話での相談も可能です。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明しますので聞いてください。生活保護の利用を希望される場合は申請してください。

② しんせい 申請

生活保護は本人の意思で申請します。(福祉事務所に申請書類を提出)また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料を求めることがあります。なお、何らかの事情で本人が申請できない場合は、親族などが代理で申請することもできます。



※急迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所が職権(事務所判断)で生活保護の利用を開始する場合もあります。

※保護申請時に必要な書類や資料は、健康保険証、介護保険証、年金証書、年金振込通知書、直近3か月の給与明細書、住宅賃貸借契約書、預金通帳、生命保険証書、マイナンバーカード、車の車検証、自賠責保険加入証、任意保険加入証券、母子手帳、障害者手帳(身体・精神)、療育手帳、在留カード等です。詳細については、福祉事務所までお尋ねください。

③ ほうもん ちょうさ 訪問・調査

福祉事務所の職員が家庭訪問による実態調査のほか、次のことに関する調査をします。(次ページ以降を、ご確認ください。)

●資産の活用



生活保護の申請をされますと、銀行や生命保険会社などに資産の調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められ、個別の事情によっては、自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、相談してください。

【自動車の保有について】

自動車の保有、または占有(借りて利用すること)は、原則認められていません。

■生活保護制度は、生活に困っている人の最低限度の生活を保障するための制度であり、自動車の保有には、自賠責保険料・任意保険料、自動車税、車検費用を始めとする車両維持費、燃料費など多額の経費がかかります。また交通事故を起こした場合、賠償問題が発生してしまい、世帯の自立が阻害されてしまうおそれがあります。

なお、通勤用などの自動車は、障がい者の方の通院の場合など、個々の実情に応じ、所有及び保有を有期で認める場合があります。それ以外は、自分で所有することや他人の車を借りるなどにより利用することは認められていません。

【資産の活用について】

■65歳以上の高齢者世帯で評価額が500万円以上の居住用不動産(家屋・土地)を保有している方は、「要保護者世帯向け不動産担保型生活資金」貸付制度をご利用いただく場合があります。

のうりょく かつよう ● 能力の活用



はたら おのうりょく ものうりょく おう はたら
働く能力をお持ちのかたは、その能力に応じて働く
ひつよう 必要があります。ただし、病気、けが、その他の理由で働く
ひょうき た りゆう はたら
もんたい かいけつ ゆうせん ないかたは、その問題の解決を優先します。

ふようぎむしゃ えんじょ ● 扶養義務者の援助

おや こ きょうだいしまい みんぼうじょう ふようぎむ えんじょ う
親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受け
ばあい う
ことができる場合は、受けてください。

しんぞく ふよう かのう はんい えんじょ おこな
なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行なうものであり、
えんじょかのう しんぞく せいかつほごりょう
援助可能な親族がいることによって、生活保護を利用できない
ということにはなりません。

かでいいほうりょく ぎやくたい とくべつ じじょう ばあい
また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、
しんぞく ちょうさ みあ じぜん そうだん
親族への調査を見合わせることもあるため、事前に相談してください。



せいど かつよう ● ほかの制度の活用

せいかつほごいがい ねんきん かくしゅてあて いりょうひじよせい しゃかいほしょうせいで せいかつ ささ
生活保護以外にも年金、各種手当、医療費助成、社会保障制度など、生活を支
こうてき せいで かつようかのう せいで ばあい
えるためのさまざまな公的な制度があります。活用可能な制度がある場合には、
ゆうせん かつよう
それらを優先して活用していただきます。

ぼうりょくだんいんがいとう うむ ● 暴力団員該当の有無

- 暴力団員（生活保護申請後、暴力団員であることが判明した場合は、申請を却下します。）

④決定・利用

さまざまな調査に基づき、生活保護を利用できるかどうかの審査を行います。

審査にあたっては、生活費、住居費、医療費などで算定される最低生活費(世帯単位)と世帯の資産・収入(給料、年金、手当、仕送り、手持金なども含みます。)についておおむね3か月分を比較して判定します。

次の図のように、最低生活費に対し、世帯の資産・収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。自分で得ることができる資産・収入が最低生活費を超える場合は、生活保護を利用できません。



(例)

最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます。）	
世帯の資産・収入（給料、年金、手当、仕送り、手持金など）	不足してしまう生活費



生活保護費

※保護費は、世帯員の年齢や人数、生活・身体・精神の状況、冬季の暖房費、家賃額、その世帯の収入額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

★結果通知

結果通知は、上記の調査や審査を行い、福祉事務所に申請した日から原則として、14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合は最長で30日以内）に生活保護を利用するかどうかの「保護決定通知書」を通知します。

なお生活保護を利用できない場合は、「保護申請却下通知書」を交付し、却下（利用できない）理由をお知らせします。

●生活保護の扶助について

生活保護は、次の8つの扶助があり、国が定めた基準によって、世帯の生活に必要な扶助を受けることができます。

①生活扶助

衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用。個人の年齢や世帯の人数などで決まります。

②住宅扶助

家賃、地代などの費用。



③教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用。



④医療扶助

病院などの受診や薬にかかる費用。(健康保険が適用される範囲に限ります。)



⑤介護扶助

介護サービスを利用するための費用や介護用品を購入する費用



⑥出産扶助

出産にかかる費用。



⑦生業扶助

高等学校にかかる費用や就職するためには必要となる費用。



⑧葬祭扶助

葬祭に必要な費用。



※ 生活保護には、衣食等の経常的に毎月必要となる最低生活費のほか、臨時に必要な支出に応じた一時扶助があります。支給には、一定の限度額が定められていますので、注意してください。また、上記の扶助以外にも臨的な一般生活費として、一時的な扶助が必要に応じて受けられます。なおすべて支給されるとは限りませんので、事前にケースワーカーに相談のうえで手続きをしてください。

参考(一時扶助の例)

●通院移送費

(通院に必要なバス代や電車代など、また医師が認めた場合に限り、タクシーの利用も可)

●治療材料費(眼鏡やコルセットなどの補装具)

●保護開始時において、必要な家具什器(炊事道具や食器など)がない場合

●入学準備金や(小中学校、高等学校の入学準備に必要な費用)、通学費用

●住宅の修繕維持費や民間住宅の更新料・火災保険料など

○保護費の支給方法○

福祉事務所からの生活保護費は、口座振込による支給が原則となっています

①毎月の保護費

保護費は原則として毎月5日

(5日が閉庁日の場合は、その直前の平日が支給日となります。)

②臨時の保護費

保護開始後、最初の保護費や一時扶助などは、翌月分の保護費に合わせて支給するか、臨時に支給する場合があります。

お問い合わせ・相談先

○ケースワーカー

ケースワーカーは、生活保護を利用するかたが困っていることの解決や自立を目指すうえで、どうしていくとよいかを一緒に考え、手助けします。また、生活状況の確認や相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。生活で何か問題があれば、遠慮なく相談してください。
なお、個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。



○民生委員

各地域には、生活に困っているかたの見守りや相談相手をされている民生委員がいます。福祉事務所と協力関係にあります。社会福祉全般（生活保護、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、母子・父子福祉など）に亘るお困りごとについてご相談できます。

メモ

たかしましふくしじむしょ
高島市福祉事務所

(健康福祉部 社会福祉課 生活福祉チーム)

〒520-1592

たかしましそんあさひちょうきたばた
高島市新旭町北畠565 電話0740-25-8120 (直通)

ほごしんせい く保護の申請はしないけれど…生活にお困りの方へ>

たかしまししゃかいふくしきょうかい たかしまし いたく せいかつこんきゅうしゃじりつしえんほう もと
高島市社会福祉協議会では、高島市の委託を受けて生活困窮者自立支援法に基づく
せいかつこんきゅうしゃじりつしえんじぎょう 生活困窮者自立支援事業を実施しています。

せいかつこんきゅうしゃじりつしえんじぎょう 生活困窮者自立支援事業では、経済的に困窮している方、社会から孤立して、い
くつもの課題を抱えている万などが地域で自立した生活が送れるよう、相談支援員
や就労支援員、家計改善支援員がご相談に応じ、関係機関・団体と連携しながら
個別的、継続的な支援をおこないます。

あんしん りょう 安心してご利用いただくために

幅広いご相談に応じます

しつぎょう しゃっきん 失業、借金、ニート、ひきこもり、
しょう しごと つづ 障がい、仕事が続かない、家計の
やりくりなど、生活困窮に関する
はばひろ そうだん 幅広いご相談に応じます。

秘密は必ず守ります

そうち ないよう ご相談いただいた内容については、
りょうかい たきかん 了解のないまま他機関などに伝え
いつさい ることは一切ありません。

相談料は無料です

そうちりょう ふたん 相談料の負担はありません。お
きがる そうだん 気軽にご相談ください。

訪問でのご相談に対応します

でんわ めんだん 電話や面談だけでなく、ご希望によ
ほうちん そうだん り訪問でのご相談もお受けします。

地域の関係機関・団体と連携します

ぎょうせい ちいき かんけいきかん だんたい れんけい 行政や地域の関係機関・団体と
れんけい 連携しながら、支援が必要な方の
せいかつぜんたい そうだん おう 生活全体のご相談に応じ、個々の
かだい たいおう しえん 課題に対応した支援へつなげて
いきます。

個別的、継続的に対応します

こま なや 困りごとやお悩みについて、担当者
はな うかが いっしょ かだい がお話を伺いながら、一緒に課題
かいけつ とく じりつしえんけいかく 解決に取り組みます。自立支援計画
さくせい かだい かいけつ を作成し、課題が解決するまで、切
め けいそく そうち おう れ目なく継続してご相談に応じま
す。

お気軽にお問い合わせください

ご相談・お問い合わせは おうえん

つながり応援センターよろず

しゃかいふくしきょうかい しほうじんたかしまししゃかいふくしきょうかい そうちんしえんか
(社会福祉法人高島市社会福祉協議会相談支援課)

〒520-1521 高島市新旭町北畠45番地1

TEL 0740-25-5750 FAX 0740-25-5177
(相談時間) 8:30~17:30 (土・日・祝日・年末年始を除く)